

住民税非課税世帯等への物価高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等への物価高騰重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり **3万円**を支給します。

世帯全員の令和6年度「**住民税が非課税**」の世帯

申請先

現在お住まいの市区町村

申請期限

令和7年5月30日（金）

お問い合わせ

石狩市福祉部 給付金対策課

 **0133-72-3086** 受付時間 平日 8:45～17:15

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等への物価高騰重点支援給付金申請書」をご提出ください。



住民税非課税世帯等への物価高騰重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。